

○宮古市寡婦等医療費給付規則

平成17年6月6日

規則第89号

改正 平成18年9月29日規則第67号

平成20年3月31日規則第20号

平成21年12月28日規則第26号

平成22年6月28日規則第17号

平成26年9月22日規則第25号

平成28年3月31日規則第30号

(目的)

第1条 この規則は、寡婦等（以下「寡婦」という。）に対して医療費の一部を給付することにより、寡婦の心身の健康と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において医療保険各法とは、次の法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（平26規則25・一部改正）

(受給者)

第3条 この規則による医療費の給付を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、宮古市内に居住し、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）

第6条第4項に規定する寡婦であって、70歳未満（70歳に達する日の属する月の末日までとする。以下同じ。）の者

(2) 法第6条第3項に規定する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)を扶養している同条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、70歳未満の者

(平20規則20・平26規則25・一部改正)

(給付の額)

第4条 この規則により給付する額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額(国又は地方公共団体の負担によって給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。)から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の保険証の被保険者等について当該被保険者等の一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて案分することにより算定した額とする。

2 本人と同一の生計を営む世帯員(以下「同一世帯員」という。)が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により当該年度分(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の給付にあつては、前々年度分。以下同じ。)の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を全額免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合は、受給者負担額に相当する額とする。

3 入院に係る給付の額にあつては、前2項の規定により給付する額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

(平18規則67・平22規則17・一部改正)

(受給者証の交付申請)

第5条 この規則による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対して医療費受給者証交付(更新)申請書(様式第1号)により寡婦医療費受給者証(様式第2号。以下「受給者証」という。)の交付を申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により受給者証の交付の申請があった場合において、この規則による医療費の給付を受ける資格があると認めた者については、寡婦医療費受給者証交付台帳(様式第3号)に記載し、受給者証を交付するものとし、不相当と認めた者については、寡婦医療費受給者証交付却下通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

2 前項の受給者証の有効期限は、次のとおりとする。ただし、受給資格を有しなくなったときは、月末までとする。

(1) 1月1日から7月31日までに交付したものは、当該年の7月31日

(2) 8月1日から12月31日までに交付したものは、翌年の7月31日

(受給者の制限)

第7条 同一世帯員のいずれかに地方税法の規定による当該年度分の市町村民税(世帯員にあつては市町村民税のうち同法第292条第1項第1号に規定する均等割を除く。)が課されている場合は、受給者としなない。

(受給者証の更新申請)

第8条 受給者は、受給者証の更新を受けようとするときは、毎年7月1日から7月31日までの間に、医療費受給者証交付(更新)申請書を市長に提出しなければならない。ただし、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、市長は、医療費受給者証更新申請書の提出を求めないことができる。

(受給者証の再交付)

第9条 受給者又は保護者は、受給者証を破損又は亡失したときは、市長に対し受給者証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の申請は、寡婦医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)により行うものとする。

(受給者証の提示)

第10条 受給者は、医療を受けようとするときは、当該医療機関又は薬局に対し被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証とともに受給者証を提示しなければならない。

(医療費の給付申請)

第11条 受給者は、医療費の給付を受けようとするときは、市長に対し寡婦医療費の給

付を申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、寡婦医療費給付申請書（様式第6号）を医療機関に提出し、一部負担金領収証明書欄の記載を受けたのち（領収書により証明できるものを除く。）行うものとする。

（給付の決定）

第12条 市長は、前条による申請があった場合は、その申請の内容を審査し、適正と認められたものについては、寡婦医療費給付決定通知書（様式第7号）により、不相当と認められたものについては、寡婦医療費給付却下通知書（様式第8号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（届出の義務）

第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、寡婦医療費受給資格変更届（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 加入保険に変更があったとき。

(3) 受給資格の該当要件に変更があったとき。

(4) 受給者及び同一世帯員の市町村民税の課税の有無（同一世帯員の異動に伴う場合を含む。）に変更があったとき。

- 2 受給者は、受給資格を失ったときは、速やかに寡婦医療費受給資格喪失届（様式第10号）により市長に提出しなければならない。

（給付の制限）

第14条 市長は、受給者の疾病又は負傷が第三者行為に基づくものについては、損害賠償の額の範囲内において、この規則により給付する額の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した額に相当する額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（不正利得の返還）

第15条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の給付を受けた者がいるときは、その者からその給付の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

（医療費給付台帳）

第16条 市長は、寡婦医療費給付台帳（様式第11号）を備え、医療費の給付に関して必要な事項を記録しておかなければならない。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成17年6月6日から施行し、同年6月の受療に係る給付から適用する。
- 2 この規則の施行の前に、宮古市、下閉伊郡田老町及び同郡新里村を廃し、その区域をもって新たに宮古市を設置する前の宮古市寡婦等医療費給付規則（平成6年宮古市規則第13号）又は新里村寡婦医療費給付規則（平成9年新里村規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 平成17年6月前の受療に係る給付については、なお従前の例による。
- 4 平成21年12月31日（以下「編入の日の前日」という。）までに、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する前の寡婦医療費給付要綱（平成9年川井村告示第23号。以下「編入前の川井村告示」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（平21規則26・追加）

- 5 編入の日の前日まで下閉伊郡川井村の村民であった者であって、引き続き宮古市の市民となったものの平成22年1月前の受療に係る給付については、編入前の川井村告示の例による。

（平21規則26・追加）

附 則（平成18年9月29日規則第67号）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の宮古市寡婦等医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日規則第20号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の宮古市寡婦等医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月28日規則第26号）抄

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月22日規則第25号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、表の1の項の改正部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第30号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条、第8条関係)

医療費受給者証交付(更新)申請書

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住 所  
氏 名 印

次のとおり医療費受給者証の交付(更新)を申請します。

対象となる事業				該当要件		
受給者	(フリガナ)氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日生(満 歳)		
	住 所					
保護者	(フリガナ)氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日生(満 歳)		
	住 所					
受給者との続柄		同居・別居の別	同居・別居	生計関係	生計同一・生計維持	
加入医療保険等	被保険者氏名			受給者との続柄		
	医療保険の種別		記号・番号			
	保 険 者 名					
	所 在 地					
	資格取得年月日		年 月 日	付加給付の有無		
振込先	口座名義人		金 融 機 関			
	口座番号		預 金 種 別			
(課税台帳閲覧同意書) 上記申請に係る所得確認のために、世帯員の課税台帳の閲覧を行うことに同意します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</div>						

様式第2号(第5条関係)

(表)

寡婦医療費受給者証	
受給者証番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療機関等へのお願い 医療保険各法等による一部負担金、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を徴収してください。	
市町村名及び印	
交付年月日	年 月 日



(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保持してください。
- 2 医療機関等において診療を受ける場合は、保険証に添えてこの証を必ず医療機関等の窓口へ提出してください。
- 3 医療機関等から請求があった一部負担金等は、医療機関等の窓口で支払ってください。
- 4 医療費助成給付申請書は、月の初回の受診の際に、押印のうえ医療機関等の窓口へ提出してください。  
後日、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く一部負担金相当額から、医療機関等の診療報酬明細書(訪問看護療養費明細書を含む。)又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額が還付されます。(同一世帯員が市町村民税を課されない者である場合は、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く一部負担金相当額が還付されます。)
- 5 受給者の資格がなくなったとき、又は有効期限を経過したときは、速やかにこの証を市長に返してください。
- 6 次のことが生じたときは、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
  - (1) 氏名に変更があったとき。
  - (2) 住所を変更したとき。
  - (3) 加入保険に変更があったとき。
  - (4) 振込口座に変更があったとき。
  - (5) 受給者及び同一世帯員の市町村民税の課税の有無に変更があったとき。
- 7 県外の医療機関等でこの証が使えなかった場合は、領収書(保険診療が確認できるもの)の交付を受け、市長に医療費の給付を申請してください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 9 不正にこの証を使用した者は、刑法により処罰されることがあります。

様式第3号(第6条関係)

寡婦医療費受給者証交付台帳

受給者証番号		申請書受理年月日		受給者証交付 再交付年月日	受給資格の 該当要件	受領印	備考
第 号		. .					
世帯主名	住	所					
	( . . 変更)	( . . 変更)					
受給資格者	氏名	世帯主との続柄	生年月日	備考			
加入医療保険	保険種別	記号・番号	被保険者氏名	続柄	付加給付の有無	受給者証返還年月日	
	政(一般・日雇)組・船・共国(一般・退職)						
	政(一般・日雇)組・船・共国(一般・退職)( . . 変更)	( . . 変更)	( . . 変更)			口座振替払	氏名
	政(一般・日雇)組・船・共国(一般・退職)( . . 変更)	( . . 変更)	( . . 変更)				金融機関
						口座番号	

様式第4号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古市長 印

寡婦医療費受給者証交付却下通知書

年 月 日付で申請のあった寡婦医療費受給者証の交付について、  
下記の理由により却下したので宮古市寡婦等医療費給付規則第6条第1項の規定により  
通知します。

記

理 由

付記 (行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第1  
39号)の規定による教示をすること。)

様式第5号(第9条関係)

寡婦医療費受給者証再交付申請書

受給者証番号	第 号		
受給者氏名		生年月日	年 月 日生
保険種別		保険証記号番号	
保険者名			
再交付申請理由	1 破損(汚損) 2 紛失 3 その他( )		
具体的状況を記入してください。			

上記のとおり、受給者証の再交付を申請します。

年 月 日

届出人(受給者等)  
住 所  
氏 名

宮古市長 あて

様式第6号(第11条関係)

寡婦医療費給付申請書						年 月 日	
宮古市長 あて						申請者(受給者等)	
						住所	
						氏名 印	
年 月分の医療費一部負担金の給付を申請します。							
受給者名			受給者証番号		保険証記号番号		
			第 号				
保険種別			区分		保険者名		
国保(一・退)・社保・共済・船保・( )			本人 1・家族 2				
給付金の申請額							円
給付金の受領方法			受給者証交付申請書に記載した金融機関に振込してください。				
医療機関等記入欄	診療実日数	日	総点数	点	公費負担医療点数	点	
	一部負担金受領額(公費負担医療自己負担分を含む)(A)		食事療養標準負担額(B)	生活療養標準負担額(C)	標準負担額を除く一部負担受領額(A-B-C)		
	円		日 円	日 円	円		
	上記の一部負担金を受領したことを証明する。						
保険医療機関番号 保険医療機関名 管理者名 印							
一部負担金(A)		高額療養費等額(B)		自己負担額(C)		給付決定額(A-B-C)	
円		円		円		円	

注 1 申請者は、太枠の枠内に必要事項を記入してください。

2 医療機関等の証明に代えて、裏面に領収書を貼付することもできます。

3 医療機関等の記入欄の診療実日数は、薬局にあっては、処方箋枚数を記入してください。

4 二重線の枠内は、記入しないでください。

様式第7号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古市長

印

医療費給付決定通知書

様の医療費の一部負担金について、審査の結果、下記のとおり給付することに決定したので通知します。

記

給付額			円
受診医療機関等名	給付内容内訳をご覧ください。		
口座振込払	金融機関名		
	口座番号		
振込予定日	年 月 日		

給付内容内訳

受診医療機関名等	診療年 月	診療日数 (回数)	医療機関等で 支払った額 (A)	自己負担額 (B)	給付額 (A-B)

付記 (行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定による教示をすること。)

様式第8号(第12条関係)

第 号  
年 月 日

様

宮古市長

印

寡婦医療費給付却下通知書

年 月 日付けで申請のあった 年 月分診療分の医療費一部負担金について、下記理由により却下したので、宮古市寡婦等医療費給付規則第12条の規定により通知します。

理由

付記 (行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定による教示をすること。)

様式第9号(第13条関係)

寡婦医療費受給資格変更届						
受給者証番号		第 号				
変更事項		変更前		変更後		
受給者	氏名					
	住所					
保護者	氏名		続柄		続柄	
	住所					
加入医療保険等	保険種別					
	被保険者氏名					
	保険者名					
	記号番号					
振込先	口座名義人					
	金融機関					
	口座番号					
	預金種別					
その他						
変更年月日		年 月 日				

上記のとおり変更があったので、受給者証を添えて届け出ます。

年 月 日

届出人(受給者等)  
住 所  
氏 名

宮古市長 あて 印



様式第10号(第13条関係)

寡婦医療費受給資格喪失届			
受給者証番号	第 号	受給者氏名	
資格を喪失するにいたった理由	1 該当要件を満たさなくなった(年齢、障害程度等) 2 他市町村に転出 3 死亡 4 医療保険の被保険者等の資格の喪失 5 その他(理由 )		
喪失年月日	年 月 日		
上記のとおり、受給資格を喪失したので、受給者証を添えて届け出ます。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">                         年 月 日                           宮古市長 あて                     </div> <div style="text-align: center;">                         届出人(受給者等)                          住 所                          氏 名                     </div> <div style="text-align: right; vertical-align: bottom;">                         印                     </div> </div>			



様式第1号（第5条、第8条関係）

様式第2号（第5条関係）

（平18規則67・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

（平28規則30・一部改正）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第11条関係）

（平18規則67・全改）

様式第7号（第12条関係）

（平28規則30・一部改正）

様式第8号（第12条関係）

（平28規則30・一部改正）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第16条関係）